

人	事	労	務	関	連	コ	ラ	ム	【	4	】	徴	収	法						
正	式	に	は	、	『	労	働	保	険	の	保	険	料	の	徴	収	等	に	関	
す	る	法	律	』	と	い	い	ま	す	。	名	前	の	通	り	、	労	働	保	
険	に	関	す	る	事	を	定	め	た	法	律	で	す	。	労	働	保	険	は	、
社	会	保	険	に	比	べ	て	、	保	険	料	が	か	な	り	安	く	な	っ	
て	い	て	、	社	会	保	険	よ	り	は	、	よ	り	広	く	の	労	働	者	
の	加	入	を	義	務	付	け	て	い	ま	す	。	労	働	保	険	と	は	、	
労	災	保	険	と	雇	用	保	険	の	事	を	言	い	ま	す	。	労	災	も	
雇	用	も	、	仕	事	を	行	う	上	で	、	将	来	を	心	配	せ	ず	に	
行	わ	せ	る	為	の	も	の	で	す	。	労	働	保	険	の	成	立	及	び	
消	滅	、	労	働	保	険	料	の	納	付	の	手	続	、	労	働	保	険	事	
務	組	合	等	の	事	に	つ	い	て	定	め	て	い	ま	す	。	労	働	保	
険	料	は	、	一	般	の	会	社	の	場	合	は	、	継	続	事	業	に	な	
り	ま	す	の	で	、	「	先	ず	概	算	で	支	払	い	、	翌	年	度	に	
精	算	」	を	繰	り	返	す	の	を	一	番	の	基	本	と	し	て	い	ま	
す	。	一	つ	の	年	度	は	、	4	月	か	ら	3	月	ま	で	と	な	っ	
て	い	ま	す	。	継	続	事	業	以	外	に	は	、	ダ	ム	工	事	等	の	
有	期	事	業	と	い	う	の	も	あ	り	ま	す	。	第	1	種	か	ら	、	
第	3	種	ま	で	の	、	特	別	加	入	と	い	う	の	も	あ	り	ま	す	。
元	請	負	人	か	ら	数	次	の	下	請	負	人	の	あ	る	、	請	負	事	

業	と	い	う	の	も	あ	り	ま	す	。													